

B-1

エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業説明会 (顧問社労士向け研修) カリキュラム

東京都社会保険労務士会
エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業
事務局

(配信期間) 令和5年2月6日(月)～3月31日(金)

カリキュラム	講師等
①事業概要の説明 (本事業の目的、奨励金の意図)	(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 事業推進係 平野係長様
②募集要項(申請の手引き) の留意事項	助川担当副会長
③相談・助言業務内容と流れと 今後のスケジュール	事務局
④本事項の注意事項等	伊東実施本部長

(留意事項)

②e-ラーニング配信の研修となります。集合研修は開催いたしません。

②約110分の研修となります。最後までご視聴ください。

(視聴確認のチェックポイントがあります。)

受講後、「受講確認書」が表示されます。

「契約・誓約書」等とともに「受講確認書」をご提出ください。

③「相談・助言業務内容と流れと今後のスケジュール」(事務局説明)は、補正資料「専門家派遣業務 実施の流れ【顧問社労士版】」と「魅力ある職場づくり推進奨励金」案内チラシをご参照ください。

④研修修了後、「誓約・契約書」に記名押印し、本事業事務局へ2部ご郵送ください。なお、日付欄は空欄のままで結構です。会長印(公印)を押印し返送いたしますので保管してください。

⑤本事業の相談助言業務にかかる謝金(1社あたり1回40,000円(税別)×2回)をお支払いいたしますので、謝金等振込先口座連絡票をメールにてご提出ください。

⑥派遣専門家として顧問先を訪問(相談・助言)した際には、チェックリスト及び2回分の実施報告書(東京しごと財団所定の様式(※))を提出する必要がありますのでメールにてご提出ください。

(参考資料)

- ・エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業説明会 カリキュラム
- ・エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（魅力ある職場づくり推進奨励金）～専門家派遣業務説明会～ レジュメ（（公財）東京しごと財団）
- ・エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業 資料集（（公財）東京しごと財団）
- ・令和4年度魅力ある職場づくり推進奨励金 募集要項（申請の手引き）直近版
- ・「魅力ある職場づくり推進奨励金」案内チラシ
- ・エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（魅力ある職場づくり推進奨励金）にかかる業務委託 仕様書
- ・補正資料「専門家派遣業務 実施の流れ【顧問社労士版】
- ・東京しごと財団様式
 - 様式 5-1 専門家派遣 実施報告書（1回目）
 - 様式 5-2 専門家派遣 実施報告書（2回目）
 - 様式 5-3 専門家派遣時チェックリスト

⑩令和4年度 誓約・契約書

⑪東京会 謝金等振込先連絡票

【連絡先、郵送先】

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティアカデミア4F

東京都社会保険労務士会 エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり
推進事業事務局

TEL : 03-5289-0778

メール : tokyosr-engage@tokyosr.jp

B-3

提出書類

- 1 振込先連絡票
- 2 契約誓約書（2部）
- 3 受講確認書

※ご提出時のお願い

- ・契約誓約書の日付は空欄でお願いいたします。
- ・契約誓約書は2部ご記入いただき、ご郵送ください。
会長印を押印し、1部ご返送いたします。
- ・必ずeラーニング受講後に表示されます受講確認書を
同封してください。

恐れ入りますが、上記を

〒101-0062
東京都千代田神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階

東京都社会保険労務士会
エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業 事務局

にご郵送ください。
よろしくお願ひいたします。

B-4

エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業
謝金等振込口座連絡票

★ フリガナ イシワナヒト

◇ 口座名義： 石和 信人

◇ 金融機関名：三菱 UFJ 銀行・信金・信組・農協

(該当○で囲んでください)

◇ 支店名：赤羽 支店

◇ 種別：普通・当座

◇ 口座番号：

(該当○で囲んでください)

【お願い】

口座名義につきましては必ずフリガナをご記入くださいようお願い
申し上げます。

B-5

受講確認書

令和4年度エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業研修会

1. 本受講確認書は「令和4年度エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」の専門家として活動するにあたり必要となります。
2. 本受講確認書は第三者に譲渡しないでください。
3. 本受講確認書は東京都社会保険労務士会が公益財団法人東京しごと財団より受託しております「令和4年度エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」に対してのみ有効です。

東京都社会保険労務士会
エンゲージメント向上に向けた
職場環境づくり推進事業
実施本部長 [REDACTED]

B-6

東京都社会保険労務士会
東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F
TEL 03-5289-0751
FAX 03-5289-8820

送付先 : 各位

日付: 令和5年2月24日

用件: 「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」書類送付の件

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回答ください

(通信欄)

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが下記の書類をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1) 契約・誓約書

送付元: 東京都社会保険労務士会
エンゲージメント向上に向けた
職場環境づくり推進事業事務局

令和4年度 契約・誓約書（顧問社労士版）

B-1

甲及び乙は、エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業における専門家派遣業務（以下「派遣業務」という。）及び同業務に係る個人情報、顧問先企業情報の取扱いについて、本書に示す内容を遵守し、責任をもって行うことを誓約します。

（業務の内容）

第1条 甲は、令和4年10月21日に、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）と甲の間において締結した、エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業における派遣業務を乙に委託する。なお、当該業務の実施に当っては、エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（魅力ある職場づくり推進奨励金）にかかる業務委託仕様書によるものとする。

（業務の履行）

第2条 乙は派遣業務の実施に関し、法令及び仕様書に従い、適切に処理しなければならない。甲は乙が派遣業務を行うに際し、適切な助言を行うこととする。

（研修の受講）

第3条 本派遣業務を履行するため、乙は甲が実施する所定の研修を受講しなければならない。

（委託期間）

第4条 業務委託期間は、所定の研修を受講後、本契約を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、令和4年度内に募集した企業に限り、令和5年度に取り扱えるものとする。

（委託費）

第5条 甲は乙に対して、派遣業務1回当たり40,000円（消費税別）を支払う。なお、委託費は、2回目の訪問を実施した翌月末日までに支払うものとする。ただし、訪問後、甲及び財団に提出が必要な書式（連絡履歴、チェックリスト、実施報告書（1回目、2回目））を甲に提出しなければならない。

（個人情報及び顧問先企業情報の取扱い等）

第6条 乙は、本事業を通して知り得た個人情報及び顧問先企業の情報については、法令及び仕様書に基づき、適切な管理を行うとともに、派遣業務以外の目的のために使用してはならない。また、派遣業務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項の規定は、契約終了後及び退会後も有効とする。

3 乙は、第1項に定めるほか、当該派遣業務の実施に関し入手した情報について、滅失、き損、漏えいしてはならない。また、当該派遣業務の実施に関して入手した情報の全部

B-8

又は一部の持出し及び複写複製等を行ってはならない。ただし、甲の申請に基づき財団が業務上必要と認めた場合は、予めその承諾を得て持出し及び複写複製等を行うことができる。

4 本事業の派遣業務を処理するため、当該派遣業務の実施に関して入手した顧問先企業の情報等の全部又は一部の資料及びデータ情報については、業務終了後、適切に処理すること。

(調査)

第7条 甲及び財団は、当該派遣業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に当該派遣業務に関し報告を求め、又は乙の事務所等に立ち入り、当該業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

2 乙は前項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 当該派遣業務の実施に当たり、乙が故意又は過失により、本委託事業に係る相談の相手方等の第三者に損害を与えたときは、乙は、当該第三者に対する賠償の責に任ずるものとする。ただし、乙が、民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について甲の責に帰すべき理由が存在するときは、乙は、甲に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任すべき金額を超える部分について求償することができる。

(委託契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約において定められた事項について重大な違反があったとき及び法令又は本契約に違反して、本委託事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したときは、乙に対して何ら予告なしに直ちに本契約の解除をすることができる。

2.24

令和5年 月 日

(住所) 東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティ4F

東京都社会保険労務士会

甲(委託者)会長 寺田 晃

(住所) 東京都北区赤羽1-40-2-401

大同コープ赤羽

乙(受託者)石和信人